

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年5月25日	神戸フェリーバス株式会社(法人番号3140001002879) 代表者山神正義	兵庫県神戸市中央区港島9丁目1番地	本社	兵庫県神戸市中央区港島9丁目1番地	輸送施設の使用停止(70日車)	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	令和元年12月5日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の数】(法第15条第3項)、(2)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)無車検運行(運輸規則第45条)	7	7
令和2年5月28日	佳暉NEXAS株式会社(法人番号3120001193547) 代表者鄭克鏞	大阪府泉南市新家4529-1	本社	大阪府泉南市新家4529-1	輸送施設の使用停止(140日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和元年11月15日、同年12月3日及び同年12月12日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)安全統括管理者の選任解任届出違反(法第22条の2第5項)、(3)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	18	14